

## 第 104 回倫理委員会（2026 年 3 月 30 日）

### I 日時：

2026 年 3 月 30 日（月）13:00～14:40

### II 場所：

ニッキン第二ビル 3 階 301 会議室及びオンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外の委員及びオブザーバーを示す。

武藤智帆（委員長）、小林尚明（副委員長）、小林大志（副委員長）、市川充（※）、狩野茂行、北山久恵、栗原祐介、小松義明（※）、友野敦史、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会

藤本貴子（副会長）、和久友子（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### ◆ 審議事項

#### 1. 「IAASB 及び IESBA SWP2028-2031 共同サーベイ」に対するコメント案について

担当副委員長から、2026 年 1 月に IAASB 及び IESBA から公表された「IAASB 及び IESBA SWP2028-2031 共同サーベイ」に対するコメント案について説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、本コメント案を 4 月の役員会に上程することとなった。

#### 【主なご意見】

- 提示されたトレンドはいずれも重要であり、特に生成 AI に関しては大きく三つの倫理的課題がある。第一に、AI を使わないことや誤った使い方によって依頼者に不利益が生じるというコンピテンシーの問題がある。第二に、オープンなクラウドの利用により秘密保持が損なわれるという守秘義務の問題である。第三に、AI への過度な依存により専門家としての独立した判断が損なわれるという独立性の課題である。加えて、ハルシネーションについても懸念される。
- 質問 4 について、IAASB と IESBA の基準間のコネクティビティの明示、IAASB と IESBA の連携の強化、CFO 等に対する倫理規程の適用範囲の拡張に関して、各法域における整合性を踏まえた慎重な検討の必要性に言及することが有用である。
- 質問 5 について、一定の重要性があると評価したトレンドについては、コメントを加筆することが有用である。例えば、A2 デジタル資産に関しては、監査上の論点及び各法域で規制の整備状況が大きく異なる点を踏まえ、原則主義に基づくガイダンスが求められる旨を記載することが考えられるとともに、A3 金融犯罪、B2 分断リスク、B3 迅速性、C1 サステナビリティ保証、C2 規制・地政学、D1 代替的所有構造、D4 非保証業務の項目についても、コメントを追加してはどうか。

（ご意見への回答）

- いただいた内容は非常に重要と考えている。コメントとして記載を行うかどうか、また記載する場合の表現や分量は、全体的な記載の軽重も考慮して検討したい。

- 質問 7 の回答において、五つのトレンドが順位付けされている。重要なトレンドに対してコメントを十分に記載することが通例であると思うが、質問 5 では、上位五つに選ばれていないトレンドに対するコメントが多く述べられているので、コメント記載の分量のバランスについて検討してはどうか。

（ご意見への回答）

- 下のランクのトレンドに対しても、ニュアンスを伝える目的や、重要性が低い理由を説明する目的でコメントを付している。全体構成を見直し、コメントの記載量については検討させていただきたい。

#### ◆ 協議事項

##### 1. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正公開草案 (報酬依存度) について

担当副委員長から、報酬依存度に関する倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正案について説明がなされた。

#### 【主なご意見】

- 新設される Q410-5-5 の表に、「・監査法人と支配関係のない税理士事務所における監査法人の社員個人の業務収入」及び「・監査法人と支配関係のない税理士事務所から監査法人の社員が受領している給与等」の記載がある。前者は税理士事務所の収入、後者は税理士事務所からの給与であると思われるが、両者は分けられるのか。  
(ご意見への回答)
  - 税理士事務所に所属している個人に帰属する業務収入が前者であり、業務の担当を分けて個人に帰属しているため、分けられると考えている。
- 「監査法人と支配関係がある」とあるが、監査法人のパートナーが立ち上げた税理士事務所であれば、全て支配関係があるということではないのか。  
(ご意見への回答)
  - 全て支配関係があるということではない。例えば、監査法人にいる 20 人の社員のうちの一人が税理士事務所を立ち上げている場合、監査法人が直接税理士事務所を支配していると想定することは困難であると考えている。
- 監査法人のパートナーが立ち上げた税理士事務所であれば、支配関係があるため報酬の依存割合の計算時の分母に税理士事務所の業務収入を算入できるものだと認識していたが、支配関係がなくても分母に算入するのか。  
(ご意見への回答)
  - 支配関係がある場合は分母に算入しなければならないが、支配関係がない場合にも算入できるものがあるということを示している。
- 実務では様々なパターンがあるため、個別のケースの記載は難しいと思われるが、支配関係がなくても分母に算入する部分がクリアになるとわかりやすくなる。
- 相談窓口に来ている様々な相談をケーススタディとしてまとめてはどうか。  
(ご意見への回答)
  - 相談事例を網羅的に盛り込むと過度に細かくなる。誤解を招くおそれがあるため、内容は絞って整理している。本 Q&A に関しては、ある程度確実な収入のみを記載する方針としている。
- Q410-5-5 の解説は一つの文章が長く分かりにくいので表現を練ってはどうか。また、QG-1-1 の改正案については、支配関係に関して 2 点例示があるが、どちらも代表者であることを要件にしている。代表者以外でも支配し得るものとして「出資、経営その他の手段」があるが、なぜ例示にはないのか。  
(ご意見への回答)
  - 典型例を記載していること、及び代表者のケースに対しての相談が多いことから代表者の例示を記載している。ケースの網羅的記載は難しい一方で、誤解のないようにするため、記載方法は検討させていただきたい。また、支配については、公認会計士法では「子会社又は関連会社等」と規定している。そのため、出資比率だけでなく「実

質的な影響力」という個別の状況に応じた判断が必要となり、一律に定義することは難しい。

- Q410-5-5 の解説に「また、税理士法人の業務収入に対する当該社員の持分相当額を含めることもできないと考えられる。」とあるが、「できない。」と断定的に記載してはどうか。

(ご意見への回答)

- Q&A では、考え方を示す目的のため、柔らかい表現を用いている。また、解説については、末尾に記載している趣旨を冒頭で示してはどうかとの意見も踏まえ、修正を検討させていただきたい。

- 同じ内容が異なる言葉で記載されている箇所や説明が分かりにくい箇所があるので、表現を修正してはどうか。

(ご意見への回答)

- いただいたご意見を踏まえ、検討させていただきたい。

#### ◆ 報告事項

##### 1. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先 日本公認会計士協会 業務本部 倫理グループ E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp
---